

## 医師確保計画とは

- **経緯** 平成30年の医療法の一部改正により、医療計画に定める事項として、新たに「医師の確保に関する事項」等を追加するとともに、都道府県は、その実施に必要な事項について地域医療対策協議会での協議を行い、その結果を取りまとめて公表することとされた。
- **性格** 医療法上の医療計画における記載事項であり、平成30年3月に改定した現行の「東京都保健医療計画」に追補するもの。
- **計画期間** 令和元年度中に計画を策定し、令和2年度からの4年間を最初の計画期間とする。以降、3年ごとに見直しを行う。

## 区域設定（医師が少ない地域、多い地域の明確化）

- **区域単位** 二次医療圏及び三次医療圏（都道府県）
- **医師偏在指標** 医師及び人口の性別・年齢分布並びに患者の流出入等の要素を勘案して補正した、人口10万人当たり医師数。
- **医師少数区域／医師多数区域** 医師偏在指標に基づき、二次医療圏の上位33.3%を医師多数区域、下位33.3%を医師少数区域と設定。医師少数区域には重点的な医師確保対策を行う。

## 記載事項

### 【国のガイドラインが定める記載事項等】

- 三次医療圏及び二次医療圏の医療提供体制の整備を目的として策定
- 都道府県において医師偏在指標を定め、医師少数区域・医師多数区域を設定
- 医師確保の方針、具体的な目標医師数、目標達成のための施策を設定
- 施策として、医師の派遣調整、キャリア形成プログラム、働き方改革、基金の活用を提示
- 医学部における地域枠・地元出身者枠の設定の検討
- 産科・小児科の医師確保計画も策定

### 都としての方向性

#### 「東京の将来(2025年)の医療～グランドデザイン～」との整合を図る

誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる「東京」

- I 高度医療・先進的な医療提供体制の将来にわたる進展
- II 東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築
- III 地域包括システムにおける治し、支える医療の充実
- IV 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成

## 検討体制

「地域医療対策協議会医師部会」及び「地域医療構想調整部会」からそれぞれ選出した委員から構成される、「医師確保計画・外来医療計画策定PT(仮称)」が中心となり、「地域医療対策協議会」の意見を聴取しながら検討を進める。また、本計画は医療計画の一部であることから、医療審議会に諮問した上で、計画を策定する。